

「業務災害補償制度」の導入について

本会では、組合員企業の経費節減等を進めるため、全国中小企業団体に実施している、業務上の事故による死亡保険金やけがによる入通院費用及び企業が負担する使用者賠償責任等を補償する「業務災害補償制度」の普及促進を図ることにいたしました。

つきましては、誠に恐縮ですが、「業務災害補償制度」の業務を委託しております、東京海上日動火災保険株式会社および株式会社損保ジャパンの担当者が本補償制度のご説明とご加入のお勧めにお伺いした際には、よろしくお願い申し上げます。

制度の概要

業務災害補償制度は、全国中小企業団体中央会が保険契約者となり、損害保険会社と包括契約を締結し、本会所属団体・協同組合等に加入している組合員事業者が対象となる団体保険制度です。

この団体保険契約の方式により、全国規模のメリットを活かした低廉な保険料（最大46%の割引）を実現することができます。

制度導入の背景

近年10年間で、うつ病などの精神疾患による死亡者数は6倍に、過重労働による脳・心臓疾患による死亡者は3倍に増えるなど、疾病型の労災の増加が顕著になっています。このような状況を背景に、平成20年3月に施行された労働契約法では、企業に対し業務に従事する労働者の生命・健康などを危険から保護することを義務付けています（安全配慮義務）。つまり、職場環境に起因する疾病型労災の場合、安全配慮義務を怠ったとする企業への損害賠償請求がしやすくなっています。

しかし、労災保険ではこの労務管理リスクへの対応が十分ではありません。これは労災保険が被災労働者の保護を目的としているため、企業が被災労働者から民事の損害賠償請求を受ける場合を想定していないからです。

つまり労災事故が発生し、企業が被災労働者に対し損害賠償義務を負った場合、民法上の精神的損害（慰謝料）を含む完全賠償額と、労災保険の給付額には、大きな開きが生じます。その部分のリスクをカバーするのが今回導入する「業務災害補償制度」です。この政府労災への上乗せ補償によって、組合員企業の皆様が、労災事故への備えを十分に確保し、経営の安定化を図れるよう導入いたしました。